

付 議 事 件

- 報告第11号 令和3年度松原市一般会計補正予算（第7号）専決処分の承認を
求めることについて
- 議案第55号 令和3年度松原市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第56号 令和3年度松原市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第57号 令和3年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和3年度若林財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第60号 松原市空き家等の適切な管理に関する条例制定について
- 議案第61号 松原市児童遊園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第62号 消火栓破損事故に係る損害賠償の額を定めることについて
- 議案第63号 まつばらテラス（輝）に係る指定管理者の指定について
- 議案第64号 町の区域の変更について

報告第11号

令和3年度松原市一般会計補正予算（第7号）専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年11月29日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和 3 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 7 号)

令和 3 年度松原市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度松原市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 9 8, 1 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6, 4 5 5, 0 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 1 1 月 1 5 日 専決

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 10,444,026	千円 672,945	千円 11,116,971
	1. 国庫負担金	9,644,925	264,769	9,909,694
	2. 国庫補助金	764,001	408,176	1,172,177
19. 諸収入		969,211	25,195	994,406
	4. 雑入	921,397	25,195	946,592
歳入	合計	45,756,920	698,140	46,455,060

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		千円 2,883,062	千円 672,945	千円 3,556,007
	1. 保健衛生費	1,058,883	672,945	1,731,828
5. 産業経済費		787,818	25,195	813,013
	2. 商工費	700,089	25,195	725,284
歳出	合計	45,756,920	698,140	46,455,060

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	千円 344,474

令和 3 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 7 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	13,627,444 <small>千円</small>		13,627,444 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	171,000		171,000
3. 利 子 割 交 付 金	20,000		20,000
4. 配 当 割 交 付 金	83,000		83,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000		70,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,450,000		2,450,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000		25,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	200,000		200,000
10. 地 方 交 付 税	8,465,000		8,465,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000		18,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	228,446		228,446
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,244		506,244
14. 国 庫 支 出 金	10,444,026	672,945	11,116,971
15. 府 支 出 金	3,796,871		3,796,871
16. 財 産 収 入	635,565		635,565
17. 寄 附 金	75,342		75,342
18. 繰 入 金	385,608		385,608

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	969,211 <small>千円</small>	25,195 <small>千円</small>	994,406 <small>千円</small>
20. 市 債	2,880,200		2,880,200
21. 繰 越 金	625,963		625,963
歳 入 合 計	45,756,920	698,140	46,455,060

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	334,785		334,785				
2. 総 務 費	4,115,560		4,115,560				
3. 民 生 費	25,347,107		25,347,107				
4. 衛 生 費	2,883,062	672,945	3,556,007	672,945			
5. 産 業 経 済 費	787,818	25,195	813,013				25,195
6. 土 木 費	2,718,226		2,718,226				
7. 消 防 費	1,300,689		1,300,689				
8. 教 育 費	3,982,069		3,982,069				
9. 公 債 費	4,212,604		4,212,604				
10. 予 備 費	75,000		75,000				
歳 出 合 計	45,756,920	698,140	46,455,060	672,945			25,195

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 衛 生 費 国庫負担金	千円 4,901	千円 264,769	千円 269,670	1. 保健衛生費 負 担 金	千円 264,769	新型コロナウイルスワクチン接種事業 千円
計	9,644,925	264,769	9,909,694			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 衛生費 国庫補助金	千円 13,634	千円 408,176	千円 421,810	1. 保健衛生費 補助金	千円 408,176	新型コロナウイルスワクチン接種事業 千円
計	764,001	408,176	1,172,177			

(款) 19. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 921,365	千円 25,195	千円 946,560	1. 雑入	千円 25,195	雑入 千円
計	921,397	25,195	946,592			

(款) 19. 諸収入

3. 歳 出
 (款) 4. 衛生費
 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
2. 予防費	千円 445,306	千円 672,945	千円 1,118,251	千円 672,945	千円	千円	千円 8,700	千円 10,663	千円 672,945	
							10. 需用費	消耗品費 3,500 燃料費 1,200 印刷製本費 500 修繕料 1,000 医薬材料費 2,500	新型コロナウイルスワクチン 接種事業	
							11. 役員費	通信運搬費 10,663 手数料 35,000		
							12. 委託料	609,882	その他委託料	
							13. 使用料及び 賃借料	8,700		
計	1,058,883	672,945	1,731,828	672,945						

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

2. 商工振興費	307,111	25,195	332,306				25,195	10. 需用費	86	消耗品費 20	松原市臨時中小企業求人情報
										印刷製本費 66	発信支援事業 25,195
								11. 役務費	109	通信運搬費 76	
										広告料 33	
								18. 負担金、 補助及び 交付金	25,000	補助金	
計	700,089	25,195	725,284				25,195				

(款) 5. 産業経済費

(項) 2. 商工費

令和 3 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 8 号)

令和 3 年度松原市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度松原市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 3 1, 0 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 2 8 6, 0 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 11,116,971	千円 831,021	千円 11,947,992
	2. 国庫補助金	1,172,177	831,021	2,003,198
歳入	合計	46,455,060	831,021	47,286,081

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民 生 費		千円 25,347,107	千円 831,021	千円 26,178,128
	2. 児 童 福 祉 費	8,249,577	831,021	9,080,598
歳 出	合 計	46,455,060	831,021	47,286,081

令和 3 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 8 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	13,627,444 ^{千円}		13,627,444 ^{千円}
2. 地 方 譲 与 税	171,000		171,000
3. 利 子 割 交 付 金	20,000		20,000
4. 配 当 割 交 付 金	83,000		83,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000		70,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,450,000		2,450,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000		25,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	200,000		200,000
10. 地 方 交 付 税	8,465,000		8,465,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000		18,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	228,446		228,446
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,244		506,244
14. 国 庫 支 出 金	11,116,971	831,021	11,947,992
15. 府 支 出 金	3,796,871		3,796,871
16. 財 産 収 入	635,565		635,565
17. 寄 附 金	75,342		75,342
18. 繰 入 金	385,608		385,608

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	994,406 <small>千円</small>	<small>千円</small>	994,406 <small>千円</small>
20. 市債	2,880,200		2,880,200
21. 繰越金	625,963		625,963
歳入合計	46,455,060	831,021	47,286,081

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 議会費	千円 334,785	千円	千円 334,785	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	4,115,560		4,115,560				
3. 民生費	25,347,107	831,021	26,178,128	831,021			
4. 衛生費	3,556,007		3,556,007				
5. 産業経済費	813,013		813,013				
6. 土木費	2,718,226		2,718,226				
7. 消防費	1,300,689		1,300,689				
8. 教育費	3,982,069		3,982,069				
9. 公債費	4,212,604		4,212,604				
10. 予備費	75,000		75,000				
歳出合計	46,455,060	831,021	47,286,081	831,021			

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民 生 費 国庫補助金	千円 644,361	千円 831,021	千円 1,475,382	2. 児 童 福 祉 費 補 助 金	千円 831,021	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 千円
計	1,172,177	831,021	2,003,198			

(款) 14. 国庫支出金

3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国府支出金	地方債	その他					
2. 児童福祉費	千円 5,310,138	千円 831,021	千円 6,141,159	千円 831,021	千円	千円	千円	千円	千円	千円	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 831,021
							10. 需用費 169	千円 169	千円 31	千円 138	消耗品費 印刷製本費
							11. 役務費	5,649			通信運搬費 1,420 手数料 4,229
							12. 委託料	203			その他委託料
							19. 扶助費	825,000			
計	8,249,577	831,021	9,080,598	831,021							

令和 3 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 9 号)

令和 3 年度松原市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度松原市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 238,284 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,524,365 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		千円 11,947,992	千円 112,751	千円 12,060,743
	1. 国 庫 負 担 金	9,909,694	104,401	10,014,095
	2. 国 庫 補 助 金	2,003,198	8,350	2,011,548
15. 府 支 出 金		3,796,871	48,092	3,844,963
	1. 府 負 担 金	2,911,323	46,750	2,958,073
	2. 府 補 助 金	661,495	1,342	662,837
17. 寄 附 金		75,342	25,000	100,342
	1. 寄 附 金	75,342	25,000	100,342
18. 繰 入 金		385,608	1,886	387,494
	2. 財 産 区 繰 入 金	5,427	1,886	7,313
19. 諸 収 入		994,406	50,555	1,044,961
	4. 雑 収 入	946,592	50,555	997,147
歳 入 合 計		47,286,081	238,284	47,524,365

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 4, 115, 560	千円 16, 627	千円 4, 132, 187
	1. 総務管理費	3, 123, 717	16, 627	3, 140, 344
3. 民生費		26, 178, 128	208, 367	26, 386, 495
	1. 社会福祉費	9, 061, 096	202, 877	9, 263, 973
	2. 児童福祉費	9, 080, 598	5, 490	9, 086, 088
4. 衛生費		3, 556, 007	13, 290	3, 569, 297
	1. 保健衛生費	1, 731, 828	13, 290	1, 745, 118
歳出合計		47, 286, 081	238, 284	47, 524, 365

令和 3 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 9 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	13,627,444 <small>千円</small>		13,627,444 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	171,000		171,000
3. 利 子 割 交 付 金	20,000		20,000
4. 配 当 割 交 付 金	83,000		83,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000		70,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000		80,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,450,000		2,450,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000		25,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	200,000		200,000
10. 地 方 交 付 税	8,465,000		8,465,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000		18,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	228,446		228,446
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,244		506,244
14. 国 庫 支 出 金	11,947,992	112,751	12,060,743
15. 府 支 出 金	3,796,871	48,092	3,844,963
16. 財 産 収 入	635,565		635,565
17. 寄 附 金	75,342	25,000	100,342
18. 繰 入 金	385,608	1,886	387,494

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	994,406 ^{千円}	50,555 ^{千円}	1,044,961 ^{千円}
20. 市債	2,880,200		2,880,200
21. 繰越金	625,963		625,963
歳入合計	47,286,081	238,284	47,524,365

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	334,785		334,785				
2. 総務費	4,115,560	16,627	4,132,187				16,627
3. 民生費	26,178,128	208,367	26,386,495	157,983			50,384
4. 衛生費	3,556,007	13,290	3,569,297	2,860			10,430
5. 産業経済費	813,013		813,013				
6. 土木費	2,718,226		2,718,226				
7. 消防費	1,300,689		1,300,689				
8. 教育費	3,982,069		3,982,069				
9. 公債費	4,212,604		4,212,604				
10. 予備費	75,000		75,000				
歳出合計	47,286,081	238,284	47,524,365	160,843			77,441

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫負担金	千円 9,454,399	千円 104,401	千円 9,558,800	1. 社会福祉費 負担金	千円 104,401	生活困窮者自立相談支援事業費等 障害者自立支援給付費 千円 10,901 93,500
計	9,909,694	104,401	10,014,095			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 1,475,382	千円 5,490	千円 1,480,872	2. 児童福祉費 補助金	千円 5,490	児童虐待・DV対策等総合支援事業 児童手当システム改修
3. 衛生費 国庫補助金	421,810	2,860	424,670	1. 保健衛生費 補助金	2,860	健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業
計	2,003,198	8,350	2,011,548			

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 府負担金	千円 2,762,959	千円 46,750	千円 2,809,709	1. 社会福祉費 負担金	千円 46,750	障害者自立支援給付費 千円
計	2,911,323	46,750	2,958,073			

(款) 15. 府支出金

(款) 15. 府支出金

(項) 2. 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 府補助金	千円 567,424	千円 1,342	千円 568,766	1. 社会福祉費 補助金	千円 1,342	簡易陰圧装置設置支援事業 千円
計	661,495	1,342	662,837			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1.ふるさと寄附金	千円 75,000	千円 25,000	千円 100,000	1.ふるさと寄附金	千円 25,000	千円
計	75,342	25,000	100,342			

(款) 17. 寄附金

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 財産区繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財産区繰入金	千円 5,427	千円 1,886	千円 7,313	1. 財産区繰入金	千円 1,886	若林財産区繰入金
計	5,427	1,886	7,313			

(款) 19. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 946,560	千円 50,555	千円 997,115	1. 雑入	千円 50,555	雑入 千円
計	946,592	50,555	997,147			

(款) 19. 諸収入

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
7. 企画費	千円 73,800	千円 14,741	千円 88,541	千円	千円	千円	千円 14,741	11. 役務費 221	千円 221	通信運搬費 ふるさと応援感謝事業	千円
								12. 委託料 14,520	14,520	その他委託料	14,741
16. 公共施設整備費	5,769	1,886	7,655				1,886	24. 積立金	1,886	その他特定目的 基金積立金	公共施設整備事業基金費 1,886
計	3,123,717	16,627	3,140,344				16,627				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	782,181	14,535	796,716	10,901			3,634	19. 扶助費	14,535		生活困窮者自立支援事業 14,535
3. 老人福祉費	118,824	1,342	120,166	1,342				18. 負担金、 補助及び 交付金	1,342	補助金	簡易陰圧装置設置支援事業 1,342
11. 障害者 自立支援費	3,487,593	187,000	3,674,593	140,250			46,750	19. 扶助費	187,000		介護給付事業 35,000 訓練等給付事業 152,000
計	9,061,096	202,877	9,263,973	152,493			50,384				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉 総務費	千円 417,452	千円 3,558	千円 421,010	千円 3,558	千円	千円	千円 18. 負担金、 補助及び 交付金 3,558	千円 補助金	千円 子ども・子育て応援事業 3,558		
2. 児童福祉費	6,141,159	1,932	6,143,091	1,932			10. 需用費 28 11. 役務費 630 12. 委託料 1,274	消耗品費 通信運搬費 その他委託料	児童手当等給付事業 1,932		
計	9,080,598	5,490	9,086,088	5,490							

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2. 予 防 費	1,118,251	9,000	1,127,251				9,000	7. 報 償 費	9,000	賞賜金	地域保健課一般事務費	9,000
3. 健康増進費	175,940	4,290	180,230	2,860			1,430	12. 委 託 料	4,290	その他委託料	健康診査事業	4,290
計	1,731,828	13,290	1,745,118	2,860			10,430					

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

令和 3 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 3 号)

令和 3 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6, 0 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 4 8 4, 6 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 提出

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 諸 収 入		千円 1, 6 8 4, 8 1 0	千円 1 6, 0 4 6	千円 1, 7 0 0, 8 5 6
	3. 雑 入	1, 6 8 3, 9 5 0	1 6, 0 4 6	1, 6 9 9, 9 9 6
歳 入	合 計	1 6, 4 6 8, 5 8 2	1 6, 0 4 6	1 6, 4 8 4, 6 2 8

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸 支 出 金		千円 1,654,850	千円 16,046	千円 1,670,896
	1. 償還金及び還付加算金	8,850	16,046	24,896
歳 出	合 計	16,468,582	16,046	16,484,628

令和 3 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 3 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,642,420 ^{千円}		2,642,420 ^{千円}
2. 一部負担金	20		20
3. 府支出金	10,669,115		10,669,115
4. 繰入金	1,472,217		1,472,217
5. 諸収入	1,684,810	16,046	1,700,856
歳入合計	16,468,582	16,046	16,484,628

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総 務 費	千円 257,075	千円	千円 257,075	千円	千円	千円	千円
2. 保 険 給 付 費	10,448,998		10,448,998				
3. 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	3,874,124		3,874,124				
4. 保 健 事 業 費	124,268		124,268				
5. 公 債 費	9,267		9,267				
6. 諸 支 出 金	1,654,850	16,046	1,670,896				16,046
7. 予 備 費	100,000		100,000				
歳 出 合 計	16,468,582	16,046	16,484,628				16,046

2. 歳 入
 (款) 5. 諸収入
 (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 雑 入	千円 1,655,850	千円 16,046	千円 1,671,896	1. 雑 入	千円 16,046	千円
計	1,683,950	16,046	1,699,996			

3. 歳 出

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
5. 償還金	千円	千円 16,046	千円 16,046	千円	千円	千円	千円 16,046	22. 償還金、 利子及び 割引料	千円 償還金	千円 償還金 16,046	
計	8,850	16,046	24,896			16,046					

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

令和 3 年度

若林財産区特別会計補正予算

(第 1 号)

議案第 58 号

令和 3 年度若林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度若林財産区特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 4 2 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4, 5 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 提出

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		千円 1	千円 9,429	千円 9,430
	2. 財産売却収入		9,429	9,429
歳入	合計	25,086	9,429	34,515

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 574	千円 3,772	千円 4,346
	1. 総務管理費	574	3,772	4,346
2. 予備費		24,512	5,657	30,169
	1. 予備費	24,512	5,657	30,169
歳出	合計	25,086	9,429	34,515

令和 3 年度

若林財産区特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	1 <small>千円</small>	9,429 <small>千円</small>	9,430 <small>千円</small>
2. 繰越金	25,085		25,085
歳入合計	25,086	9,429	34,515

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 574	千円 3,772	千円 4,346	千円	千円	千円	千円 3,772
2. 予備費	24,512	5,657	30,169				5,657
歳出合計	25,086	9,429	34,515				9,429

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1.不 動 産 売 払 収 入	千円	千円 9,429	千円 9,429	1.土 地 建 物 売 払 収 入	千円 9,429	千円 若林財産区有財産一部処分金
計		9,429	9,429			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 574	千円 3,772	千円 4,346	千円	千円	千円	千円	12. 委 託 料 1,886	千円 1,886	千円 3,772	千円 3,772
								27. 繰 出 金	1,886	他会計繰出金	
計	574	3,772	4,346				3,772				

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(款) 2. 予備費

(項) 1. 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 予備費	千円 24,512	千円 5,657	千円 30,169	千円	千円	千円	千円 5,657	28. 予備費	千円 5,657	千円 予備費 5,657	
計	24,512	5,657	30,169				5,657				

議案第 59 号

松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

松原市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松原市国民健康保険条例（昭和35年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第11条の3中「（第22条）」の次に「及び第22条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5の2中「（第22条）」の次に「及び第22条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第22条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第22条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、第5項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第11条の3、第15条の5の2及び第22条の改正規定並びに第22条の2の次に1条を加える改正規定並びに第3項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第22条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第60号

松原市空き家等の適切な管理に関する条例制定について

松原市空き家等の適切な管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市空き家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定め、空き家等の適切な管理を促進することにより、安全・安心な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 空き家等 法第2条第1項に規定する空家等及び次号に規定する法定外空家等をいう。
- (2) 法定外空家等 本市の区域内に存する長屋若しくは共同住宅又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がないことが常態であるもの（長屋又は共同住宅にあつては、1戸以上の住戸において居住その他の使用がないことが常態であるものをいい、全ての住戸において居住その他の使用がないことが常態であるものを除く。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 法定外特定空家等 そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる法定外空家等をいう。
- (4) 所有者等 所有者又は管理者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、適切な管理が行われていない空き家等の所有者等と当該空き家等が適切な管理が行われていないことにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(市の責務)

第4条 市は、空き家等の適切な管理に関する対策の実施その他第1条に規定する目的を達成するために必要な施策を講ずるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、法定外空家等の適切な管理を行わなければならない。

(立入調査等)

第6条 市長は、法定外空家等の所在及び所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第10条から第12条第1項までの規定の施行に必要な限度において、職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員又はその委任した者を法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に通知することが困難であるときは、この限りではない。

4 第2項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法定外空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第7条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の法定外空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(所有者等による法定外空家等の適切な管理の促進)

第8条 市長は、所有者等による法定外空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(協議会)

第9条 市長は、法第7条の規定により設置された協議会において、同条に規定するもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な施策についての協議を行うことができる。

(助言又は指導)

第10条 市長は、法定外特定空家等の所有者等に対し、当該法定外特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない法定外特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該法

定外特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 8 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る法定外特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該法定外特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 9 第1項の規定による命令については、松原市行政手続条例（平成11年条例第20号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(代執行)

第13条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(関係機関への要請)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(過料)

第15条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 第6条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関設置条例(昭和40年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部松原市空家等対策協議会の項中「実施」の次に「その他空き家等に関する施策」を加える。

議案第 6 1 号

松原市児童遊園条例の一部を改正する条例制定について

松原市児童遊園条例（平成 2 5 年条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市児童遊園条例の一部を改正する条例

松原市児童遊園条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

若林児童遊園	若林2丁目11番地2
--------	------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第62号

消火栓破損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

損害賠償請求調停事件（大阪簡易裁判所令和2年（ノ）第514号）について、次のとおり損害賠償の額を定める。

記

1	損害賠償額	申立人Aに対して	46,500,000円
		申立人Bに対して	500,000円
		申立人Cに対して	500,000円
		申立人Dに対して	500,000円

- 2 申立人 松原市天美北在住
A
同所
B
同所
C
同所
D

- 3 理由 令和元年5月23日午前0時頃、松原市天美北3丁目38番61所在の市道下に本市が設置した消火栓が破損したことにより噴出した水道水によって、申立人Aが所有する自宅建物が浸水し、同者並びに同建物に居住する申立人B、申立人C及び申立人Dに損害を与えたので賠償するもの。

令和3年11月29日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第63号

まつばらテラス（輝）に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定する。

記

公の施設の名称	まつばらテラス（輝）
指定する団体	所在地 大阪府中央区北浜4丁目1番23号 名称 ミズノグループ
指定の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月29日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第64号

町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定に基づき、本市内の町の区域を次のとおり変更する。

記

- 1 新堂四丁目の区域を、別図の斜線部①及び斜線部②で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 新堂一丁目の区域を、別図の斜線部①で示す区域を加えた区域に変更する。
- 3 新堂二丁目の区域を、別図の斜線部②で示す区域を加えた区域に変更する。

令和3年11月29日提出

松原市長 澤 井 宏 文

別図



高見の里
六丁目

新堂一丁目

新堂二丁目

① (新堂四丁目→新堂一丁目)

② (新堂四丁目→新堂二丁目)

新堂五丁目

国道309号

新堂四丁目

新堂三丁目

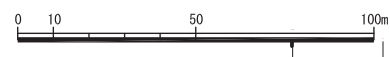
(都)新堂南線

聖堂池

岡町

岡一丁目

松原第六中学校



凡 例	
新堂四丁目	町 名
-----	町 界 線
////	変 更 区 域
\\\\	